

# 「ロッテ presents ピンクリボンチャリティゴルフ 2025 レディスダブルスゴルフ」 大会応募規約

- 第1 「ロッテ presents ピンクリボンチャリティゴルフ 2025 レディスダブルスゴルフ」(以下「大会」といいます。)への出場希望者は、自ら登録申請代表者として、大会の主催者である東京メトロポリタンテレビジョン株式会社(以下「主催者」といいます。)にインターネット上で登録申請(以下、大会出場のための主催者に対する登録申請を「エントリー」といいます。)し、又は、他の登録申請代表者にパートナーとしてエントリーさせることにより、仮登録を受けることができます。なお、登録申請代表者は、単独で確定的に有効に法律行為を行うことができる者であること、主催者が定める事項をすべて申告してエントリーすること、後記第2、第6乃至第8その他の本「「ロッテ presents ピンクリボンチャリティゴルフ 2025 レディスダブルスゴルフ」大会応募規約」(以下「本規約」といいます。)及び「「ロッテ presents ピンクリボンチャリティゴルフ 2025 レディスダブルスゴルフ」大会応募に係る個人情報の利用目的に関する通知及び個人情報の取り扱いに関する規約」(以下「個人情報規約」)に定める要件も満たした、申込みサイトでのインターネット上のエントリーを行うことを要し、これらの要件の全部又は一部を欠くエントリーは無効とします。登録申請代表者は、自らが単独で他人の同意又は追認を要することなく確定的に有効に法律行為を行うことができる者であることを主催者に対して表明し保証するものとします。エントリー期限は、2025年10月31日(金)とします。
- 第2 エントリーにあたりましては、登録申請代表者及びエントリーに係るパートナー(以下「登録申請代表者及びパートナー」といいます。)の方が、本規約及び個人情報規約(以下、本規約と個人情報規約を総称して「両規約」といいます。)のいずれにも同意をしていることが必要であり、登録申請代表者は、登録申請代表者及びパートナーのいずれも両規約へのご同意をし、登録申請代表者及びパートナーの意思に基づき任意に申請に必要な個人情報の提供を行う場合に限り、エントリーを行うものとします。エントリーがなされた場合、登録申請代表者及びパートナーは両規約に同意したものとみなされます。登録申請代表者は、登録申請代表者及びパートナーが両規約に同意していることを主催者に対して表明し保証するものとします。
- 第3 登録申請代表者は、後記第4に定める場合を除き、インターネット上のエントリーを行った日の7日後の日(以下本第3において「支払期限日」といいます。)までに主催者が主催者の定めるエントリー費(エントリー手続に係る主催者によるサービス提供に対する対価をいい、エントリー1組(2名)あたり金13,000円とします。以下同じとします。)を支払うものとし、主催者が支払期限日以前の入金を確認した時点で申込完了となり、登録に係る主催者と登録申請者及びパートナーとの契約が成立するものとします。当該契約成立日の7日後の日までに、主催者は登録申請者及びパートナーを大会出場者として登録します。
- 第4 エントリー数は64組(128人)を上限とします。インターネット上のエントリー数が上限に達した後は、主催者は、その後のインターネット上の申込みを、出場辞退者待ちの申込みとしてお受け付けるものとし、当該お申込みに係る登録申請代表者及びパートナーを、出場辞退者待ちの方として仮登録するものとします。この場合、既にインターネット上のエントリーが完了した組の申込撤回又は出場辞退が発生した場合、主催者より出場辞退待ち順位の最も上位(出場辞退待ち扱いとなった方がより早い組ほど上位となるものとします。)の組から順に、登録申請代表者に、繰り上げの連絡を入れさせていただいた日の5日後の日(以下本第4において「支払期限日」といいます。)までにエントリー費を支払うものとし、主催者が支払期限日以前の入金を確認した時点で、申込完了となり、主催者による入金確認の時点で登録に係る主催者と登録申請者及びパートナーとの契約が成立するものとします。当該契約成立日の7日後の日までに、主催者は登録申請者及びパートナーを大会出場者として登録します。
- 第5 主催者は、エントリーに係るエントリー費の入金を確認した後、遅滞なく、登録申請代表者に対して、エントリーに係る主催者の承諾の有無に関する通知を行うものとします。
- 第6 エントリーに際して、登録申請代表者及びパートナーの年齢、性別等の虚偽申告は認めません。虚偽申告によるエントリーの場合、すべての仮登録及び登録を無効とします。それに伴うエントリー費の返金はできません。※偽名・芸名・通り名・ニックネーム・ハンドルネーム等での登録は虚偽申告とみなします。免許証・保険証など、身分証明書に記載されている本名(漢字表記のある方は漢字)での登録が必要です。虚偽申告が疑わしい場合、主催者は、身分証の提示など、氏名の確認をさせて頂

く場合があります。尚、エントリーに関して主催者が悪質と判断した場合は、主催者が今後主催する一切の大会その他のイベントへの参加をお断りさせて頂きます。

- 第7 エントリーに際して、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者又は暴力、威力、脅迫的言辞もしくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する者、その他の反社会的勢力（以下、これらを「反社会的勢力」といいます。）である者、又は、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると社会通念上認められる者（不当に反社会的勢力を利用していると社会通念上認められる場合、及び、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると社会通念上認められる場合を含む。）に当る者、有罪の確定判決を言い渡され当該確定判決に基づく刑について、刑の執行が終わっていない、又は、刑の執行を受けることがなくなっていない、若しくは、刑の執行猶予期間中である者、大会に参加することが、法令（出入国管理法を含みますが、これに限られません。）若しくは、裁判所又は官公署による裁判又は命令等の行政行為によって、禁止又はまたは制限されている者は、登録申請代表者及びパートナーになることはできません。これに反したエントリーの場合、すべての仮登録及び登録を無効とします。登録申請代表者及びパートナーは、自らが、本第7に定める登録申請代表者及びパートナーになることができない者に該当しないことを、主催者に対して表明し保証するものとします。
- 第8 多重エントリーはできません。これに反したエントリーがなされた場合、多重エントリーのすべてに係る登録申請代表者及びパートナーの仮登録及び登録を無効とします。
- 第9 エントリー費入金に伴う振込手数料は、エントリー費入金者負担となります。
- 第10 前記第3及び第4において定める支払期限日（以下本第10において「支払期限日」といいます。）までにエントリー費のご入金がない場合（支払期限日の翌日以降にエントリー費のご入金がありました場合を含みます。）は、お申込みが撤回されたものとみなします。支払期限日の翌日以降にエントリー費のご入金がありました場合は、申込エントリー費の返金はいたしません。申込完了後は、当該エントリーに係る登録申請代表者及びパートナーは、当該エントリーに係る申込みの撤回、及び、登録に係る主催者と当該エントリー対象者の間の契約の解除及び解約を行うことができません。登録申請代表者が、大会開催時までに主催者に通知することによって、登録申請代表者及びパートナー双方の出場辞退を行うことはできるものとしますが、この場合において、主催者はエントリー費の返金はいたしません。天変地異・荒天などやむを得ない事情で大会が中止された場合も同様とします。
- 第11 登録申請代表者及びパートナーは、登録に係る主催者と登録申請代表者及びパートナーとの契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は、本契約により生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、引き受けさせ、又は担保の目的に供することはできないものとします。
- 第12 有効な登録を受けた登録申請代表者及びパートナー（以下「登録者」といいます。）以外の者の大会への出場は認めません。
- 第13 主催者が、登録者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体又はその構成団体の構成員であると判断した場合は、大会への出場は認めません。
- 第14 申込完了後の登録者のメンバー変更はできません。
- 第15 本大会における出場者の組合せ及びスタート時間は、主催者が組織する大会事務局にて決定します。
- 第16 出場者は、大会当日のプレー費を、大会の開催場所であるゴルフ場を運営する者が定める規定に基づいて当該ゴルフ場運営者に支払うものとします。
- 第17 登録申請代表者及びパートナーは、エントリー時において、主催者（主催者が委託する者及び主催者が指定する者を含むものとします。本第17において以下同じとします。）が大会において登録申請代表者及びパートナーを録音及び録画すること、主催者が当該録音及び録画を使用し又は編集した（登録申請代表者及びパートナーの氏名及び年齢の情報を映像又はナレーションに加えることをも含むものとします。）番組（以下「本番組」といいます。）の放送及び配信（送信可能化を含みます。以下同じとします。）並びに二次利用を行うこと、主催者が登録申請代表者及びパートナーの写真を撮影し、登録申請代表者及びパートナーを取材して記事又は記録を作成し、登録申請代表者及びパートナーの氏名及び年齢の情報も含めて、webサイト及び書籍その他の媒体に掲載すること、主催者が大会出場者のペアリング情報や競技の結果をwebサイト及び書籍その他の媒体に掲載することを予め許諾し、主催者がこれらの行為を登録申請代表者及びパートナーへの報酬又は対価の支払いなく行うことができるとを予め許諾し、主催者に対して著作隣接権を無償で譲渡するものとし、及び、主催者

及び第三者に対して肖像権、出演者人格権その他の何らの権利主張及び行使を行わないものとします。

第18 登録申請代表者及びパートナーは、前記第17に定める本番組への放送及び配信の結果、登録申請代表者及びパートナー、登録申請代表者及びパートナーの家族又は親族、若しくは登録申請代表者又はパートナーが所属又は加盟する団体その他の第三者に不利益(経済的損失に限られません)が生じた場合でも、登録申請代表者及びパートナー、登録申請代表者及びパートナーの家族及び親族並びに登録申請代表者又はパートナーが所属又は加盟する団体その他の第三者が、主催者及び本番組の放送・配信等を行う主催者が指定する第三者その他の本番組の制作又は放送・配信等に関与する第三者に対して異議申し立て及び金銭その他のいかなる請求も行わないことを表明し保証するものとします。なお、登録申請代表者及びパートナーは、以下の各号に定める事項について理解したうえで放送及び配信を許諾することを主催者に表明し保証するものとします。

- 一 本番組の放送を契機として、登録申請代表者及びパートナーに対して、SNS又はWEB等における誹謗中傷等（発言又は発信の内容が部分的に切り取られて内容が歪曲され批判を受ける場合を含みますが、これに限られません。）が誘引され、出演者の精神的な健康状態に悪影響が生じるリスクがありうるため、本番組の出演に関する判断にあたっては、事前に家族や友人その他の周囲の人と十分話し合うことが必要なこと
- 二 本番組の放送に関して、出演者が希望する場合、SNS又はWEB等における出演者への誹謗中傷の拡大について合理的かつ可能な範囲で早期に認知するために、主催者が、合理的な費用を負担して、AI判定によって緊急通知が主催者に知らされるシステムによる監視を第三者に委託し、監視のため必要な出演者に係る情報（氏名等の個人情報を含みます。）を当該第三者に提供し登録すること
- 三 本番組の放送に関して、第一号に定めるリスクが顕在化し、またはそのおそれがあるときは、出演者は主催者の窓口に相談することができ、その場合、主催者又はその業務委託先が、合理的な範囲で、心理カウンセラー、精神科医、弁護士、SNS専門家その他の専門家を紹介すること
- 四 本番組の放送に関して、出演者が、前号に基づく紹介先の専門家によるサポートを得ることを希望するとき、その際の出演者と主催者との協議に基づき、主催者が、当該専門家によるサポートを得るために費用について、合理的な範囲での費用分担を行う場合があること

第19 「参加賞」は大会に参加頂いた方にのみお渡し致します。事前または大会当日に出場をキャンセルした場合、参加賞はお渡できませんので予めご了承ください。

第20 上記の他、登録申請代表者及びパートナーは本規約における定めの有無にかかわらず、主催者の指示に従うものとし、その責めに帰すべき事由により主催者、他の大会出場者その他の第三者に損害を与えた場合には、登録申請代表者及びパートナーの責任と負担にて解決するものとします。

第21 天変地異・荒天などやむを得ない事情で大会が中止された場合、大会中止に伴う振替開催は行いません。

第22 大会中に発生した傷病・疾病や紛失・破損、その他の事故等（第三者とのトラブルを含むものとします。）に関しては、主催者、大会協賛者、大会協力者及びこれらの者から委託等を受けた者その他の大会開催又は運営に関与する団体及び自然人（大会開催又は運営に関与する団体の構成員、従業者等を含みます。）（以下総称して「主催者等」といいます。）は一切責任を負いません。

第23 公共交通機関、道路事情等による遅刻その他の事故等については主催者等は一切責任を負いません。

第24 エントリー内容に誤りがあり発送物やメールが届かない場合、電話連絡ができない場合、主催者等は、一切の責任を負いません。

第25 主催者は、大会参加エントリーに係る登録手続その他のこれに付随又は関連する業務その他の主催者の一切の業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします

第26 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。また、本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある登録申請代表者及びパートナーとの関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の登録申請代表者及びパートナーとの関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第27 本規約の準拠法は日本法とし日本法に従って解釈され、大会登録申請代表者及びパートナーと主催者との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。